



2021年1月29日

各 位

会社名 西松建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 高瀬 伸利
(コード 1820 東証第一部)
問合せ先 管理本部副本部長 本多 一 藏
兼 総務部長
(TEL 03-3502-0232)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入を進めることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、後日開催する取締役会において改めて決議をした上で、2021年6月下旬に開催予定の第84期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定であります。

記

1. 導入の背景及び目的

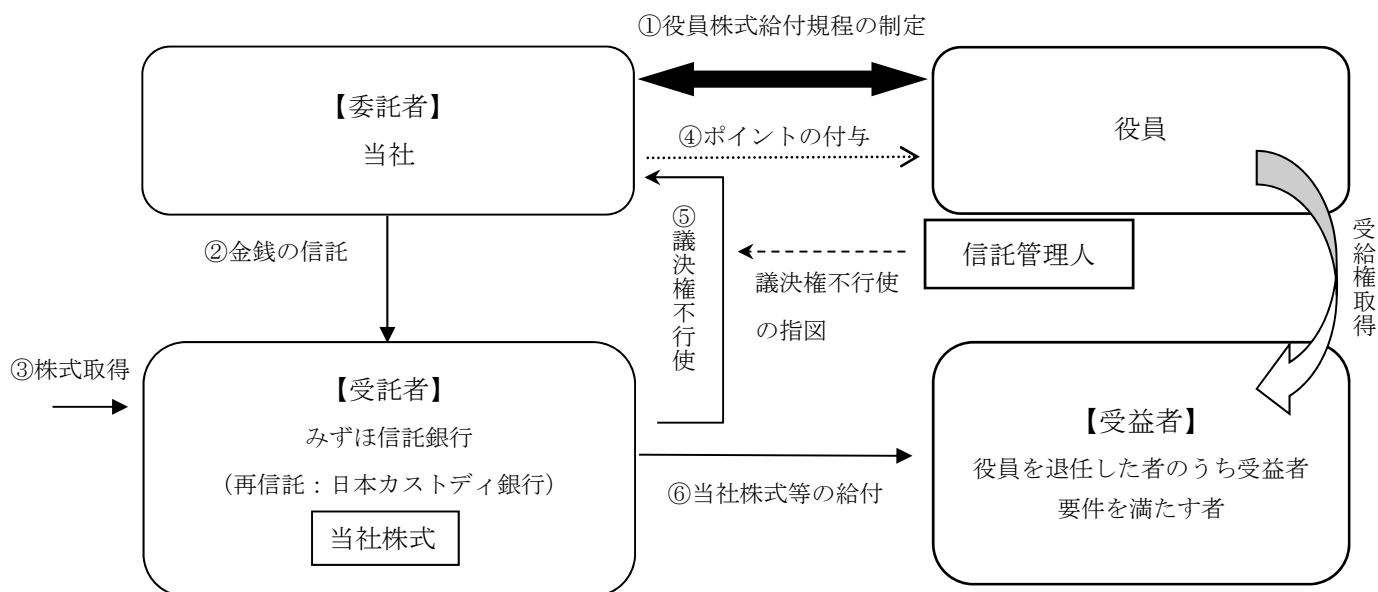
当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り同じとします。）及び執行役員（取締役と執行役員を併せて、以下「役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を進めてまいります。

なお、本制度の導入は、本株主総会で本制度に関する議案が承認可決されること等を条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（本制度に基づき設定される信託を、以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が、本信託を通じて役員に給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【本信託の概要】（予定）

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2021年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2021年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2021年8月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上